

薬生食輸発0615第2号  
令和2年6月15日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(米国産とうもろこし(爆裂種、甘味種を除き、遺伝子組換え(不分別を含む。))を除く。)のデルタメトリン及びトラロメトリン、中国産赤とうがらしのトリアゾホス、レイシ(ライチ)の4-クロルフェノキシ酢酸及びにんじんのトリアジメノール、オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン並びにベトナム産カエルのフラゾリドン)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年6月11日付け薬生食輸発0611第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、米国産とうもろこし(爆裂種、甘味種を除き、遺伝子組換え(不分別を含む。))のデルタメトリン及びトラロメトリン及び中国産赤とうがらしのトリアゾホスについてモニタリング通知の別表第2から削除することとした。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、中国産レイシ(ライチ)の4-クロルフェノキシ酢酸についてモニタリング通知の別表第2から削除し、オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン並びにベトナム産カエルのフラゾリドンについてモニタリング通知の別表第2及び第3から削除することとした。

さらに、中国産にんじんのトリアジメノールについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第3から削除したので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。